

みやぎ霊園樹木葬墓地使用規程

公益財団法人アタラクシア

第1条（目的）

本規程は、葬送・墓制に対する市民意識が多様化する現在、承継者不要および自然回帰の意識を満たすものとして、樹木を墓標とする新たな墓地を設けることで霊園環境を整え、健やかな墓参り文化の育成に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

本規程で定義される墓地の名称は、みやぎ霊園樹木葬墓地「四季の丘」（以下、本墓地）とする。

第3条（仕様）

本墓地の仕様は、樹木を墓標とした土中に納骨設備を設ける墳墓とする。

- 2 本墓地の一区画における使用面積は、別表1の通りとする。
- 3 墳墓には、所定の墓碑銘板を設置する。

第4条（使用許可）

本墓地の使用を申し込むには、所定の書式と必要書類をみやぎ霊園管理事務所（以下、管理事務所）に提出の上、別表2に記載する墓地使用料を納付し、公益財団法人アタラクシア（以下、本法人）代表理事の許可を受けなければならない。

- 2 本法人は、前項の許可がなされた後に、みやぎ霊園樹木葬墓地使用許可証（以下、許可証）を申込者に交付する。

第5条（使用权）

前条の許可に基づく権利を、みやぎ霊園樹木葬墓地使用权（以下、使用权）といい、この使用权とは、権利を有する墳墓（以下、当該墳墓）を使用し、埋葬予定者の指定・納骨・改葬などの祭祀および放棄・再交付などの実務を行使できる権利をいう。

- 2 使用权は、譲渡および転貸できない。

第6条（使用者）

前条の使用权を付与された者を墓地使用者（以下、使用者）という。

- 2 使用者の名義を他者に変更することはできない。

第7条（使用目的）

本墓地の使用目的は、次の通りとする。

- ①使用者が、使用者本人および使用者が認めた者を納骨するための墳墓。
- ②使用者が、現在保持している祭祀を主宰すべき他者の遺骨を納骨するための墳墓。

第8条（使用開始日および使用期間）

当該墳墓の使用開始日は、第4条第1項の許可がなされた日とする。

- 2 当該墳墓の使用期間は、別表2とし、使用期間が満了する年度の3月末日を期間満了日とする。

第9条（使用期間満了時の手続き）

本法人は、使用期間満了日の概ね3ヶ月前に、使用者に対し、簡易書留郵便にて使用期間が満了する旨通知をする。

- 2 本法人は、使用期間が満了した当該墳墓に納骨されている遺骨を、所定の場所に3年間安置後、樹木葬専用合祀墓（以下、合祀墓）へ改葬する。なお、副葬品としてペットの遺骨を納骨している場合は、ペットと一緒に納骨できる合祀墓へ改葬する。なお、合祀墓へ改葬した遺骨および副葬品は、取り出すことができない。
- 3 第1項において、通知が未達もしくは無回答等の場合、本法人が使用者の承諾なしに使用権を終了し前項の改葬を行ったとしても、その責任は問われない。
- 4 使用期間満了による再使用の申込みがあった場合は、本法人理事会の決議を経て対処する。

第10条（墓地の利用）

本墓地は、安全な参拝に十分配慮し、衛生的に利用しなくてはならない。

- 2 焼香・供物・供花・塔婆は、所定の献花台に限り行うことができ、それ以外の場所においては一切禁止とする。ただし、参拝についてはこの限りではない。
- 3 植樹・草花の植え付け・種蒔きは、いかなる場所にも一切できない。
- 4 食品および飲料等の供物は、放置してはならない。
- 5 墓碑銘板は、本法人が定めたもの以外設置できない。

第11条（墓地の維持管理）

本墓地の樹木およびその他設備の維持管理は、本法人が行う。

- 2 墓標とした樹木が枯死した場合、本法人の負担で植え替えを行う。

第12条（納骨）

使用者は、所定の書式と必要書類を管理事務所に提出の上、別表3の料金を納付することで、当該墳墓に納骨ができる。

- 2 当該墳墓には、2名までの遺骨を納骨できる。
- 3 使用者と親子関係にある胎児の遺骨を納骨する場合は、前項の人数に関わらず納骨することを認める。
- 4 分別不可能な複数の遺骨を他の墳墓から改葬する場合は、所定の骨袋に収められたものを1名とみなす。
- 5 納骨する遺骨は、火葬したものに限る。
- 6 当該墳墓への納骨作業は、本法人が行い、親族等は立ち合いができる。
- 7 当該墳墓に副葬物を納める場合は、別に定める細則に従う。

第13条（改葬）

使用者は、使用期間中において既に納骨されている遺骨について、所定の書式と必要書類を管理事務所に提出することで、改葬ができる。

- 2 使用期間満了に伴う合祀墓への改葬については、前項の書式および必要書類の提出は不要とする。
- 3 当該墳墓の埋葬予定者全員が納骨され、かつ納骨されている遺骨がすべて改葬された場合、当該墳墓の使用権は消滅するものとし、使用者は第15条の放棄の手続きを行う。

第14条（分骨）

使用者は、使用期間中において別表3の料金を納付することで、分骨ができる。

- 2 みやぎ霊園墓地管理者（以下、墓地管理者）は、分骨を行った旨を証する書面を使用者に交付する。

第15条（放棄）

使用者は、使用期間中において所定の書式と必要書類を管理事務所に提出の上、別表3の料金を納付することで、使用権の放棄ができる。

- 2 別表4の要件に該当する場合は、既納の墓地使用料の一部を使用者へ返還する。

第16条（再交付）

使用者は、使用期間中において許可証を紛失または汚損した場合、再交付の申請ができる。

第17条（祭祀主宰者）

使用者が死亡等の理由で不在の場合、民法897条に規定された祭祀を主催すべき者（以下、祭祀主宰者）より、納骨の申し出があった際には、墓地管理者承認の上、祭祀主宰者は納骨ができる。

第18条（取消）

次の事項に該当する場合は、本法人は使用権を取り消すことができる。

- ①使用者が本規程に違反した場合。
- ②使用者が迷惑行為を行った場合。
- 2 既に納骨した遺骨がある時は、使用者は、第13条に従い速やかに改葬をしなければならない。
- 3 前項の措置を使用者が行わなかった場合、本法人がこれをなし、その費用は義務者へ請求する。

第19条（登録事項の変更）

使用者は、第4条の申込書に記載ある事項に変更があった場合、速やかに管理事務所に届け出をしなければならない。

第20条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

第21条（協議）

本規程に定めのない事項については、その都度、墓地管理者と使用者間において協議を行う。

第22条（免責事項）

天災地変・戦争・テロ行為・暴動・法令の改廃等の不可抗力により、本墓地の申込内容に対して履行の遅滞または不能が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

- 2 本規程は本法人と使用者間における墓地利用について定めるものであり、本法人の関与しない祭祀に関する権利の承継などの民事上の問題においては、使用者が自ら解決を図るものとする。

第23条（改廃）

この規程の改廃は、本法人理事会の決議を経て行う。

- 2 本規程に改廃があった場合、霊園だよりまたはホームページにてその旨の通知をする。

附則

この規程は、令和 3年 3月 23日から理事会の決議を経て施行。

この規程は、令和 3年 6月 9日から理事会の決議を経て施行。

この規程は、令和 4年 12月 30日から理事会の決議を経て施行。

【別表 1】 墓地使用面積

種別	使用寸法・面積
25区樹木葬墓地	横700mm×縦700mm 0.49㎡

【別表 2】 使用期間と墓地使用料

使用期間	墓地使用料（非課税）	備考
期間の定めなし	580,000円	令和4年11月17日受付終了
30年	580,000円	
60年	660,000円	

【別表 3】 料金一覧

令和6年11月1日現在

項目		料金（税別）	備考
納骨事務手数料		5,000円	納骨時
各種証明書交付		2,000円	改葬・分骨時
許可証再交付		10,000円	再交付時
放棄申請手数料		10,000円	放棄時

【別表 4】 墓地使用料の返還

要件	返還金
放棄申請日が墓地使用開始日から1年未満かつ納骨がなされていない場合	既納の墓地使用料の9割の額から墓碑銘板制作費40,000円（税別）を差し引いた額
放棄申請日が墓地使用開始日から1年以上3年未満かつ納骨がなされていない場合	既納の墓地使用料の5割の額から墓碑銘板制作費40,000円（税別）を差し引いた額
上記以外の場合	なし

みやぎ霊園樹木葬墓地使用規程細則

第1条（目的）

この細則は、みやぎ霊園樹木葬墓地使用規程（以下、規程）の施行に関し、必要な事項を定める。

第2条（副葬物）

規程第12条8項に係る副葬物の種類は次の通りとする。

①遺品

②ペット遺骨

- 2 使用者は、別表Aに記載する料金を納付することで、副葬物を納めることができる。ただし、納骨と同時に副葬物を納める場合は無償とする。
- 3 副葬物は、使用開始日以降、1回のみ納めることができる。
- 4 納められた副葬物が、土と同化し分別が困難と認められる場合は、本法人は、この返却を断ることができる。

第3条（遺品）

遺品は、遺骨とともに納骨設備に収納できる大きさで、安全かつ土中で自然分解するものでなければならない。

- 2 食品または生鮮品など、野生動物を呼び込む物は納めることはできない。

第4条（ペット遺骨）

ペットとは、使用者と生活を共にして愛玩する動物のことを言い、家畜や他者の飼うペットは含まない。

- 2 ペット遺骨のみ納めることを目的とする申し込みはできない。
- 3 ペット遺骨は、火葬したものに限る。
- 4 ペット遺骨は、自然分解する骨袋に収納し、埋葬予定者の遺骨の量を勘案の上、納骨施設に収納できる容量まで納めることができる。

第5条（必要書類）

規程第4条、第12条、第13条および第15条に規定されている必要書類は、別表Bとする。

第6条（墓碑銘板）

本法人は、埋葬予定者の納骨後、すみやかに本法人指定の仕様に従い、次に定める彫刻を墓碑銘板に行う。

①埋葬者の氏名、戒名・洗礼名・諡名、没年月日（和暦）、没年齢（才）

- 2 前項において、別表Aの額を納付することで、装飾模様の追加彫刻を申し込むことができる。なお、装飾模様については、所定のデザインから選択する。
- 3 第1項に関わらず、使用者より墓碑銘板の彫刻が不要な旨申し出があった場合、その彫

刻は行なわず、所定の紋印のみ彫刻する。

第7条（献花台墓誌）

本法人は、本墓地の献花台施設に、本墓地に納骨されている納骨者名を記した墓誌を併設する。

- 2 当該墓誌の管理は、本法人が行う。
- 3 本法人は、前条の墓誌銘板に彫刻を行う際、本法人指定の仕様に従い当該墓誌にも納骨者名を彫刻する。
- 4 前項に関わらず、使用者より当該墓誌の彫刻が不要な旨申し出があった場合、その彫刻は行なわない。
- 5 使用者は、当該墓誌に掛かる費用は負担しない。

第8条（新生児・乳児・幼児の遺骨）

規程第12条第3項について、新生児、乳児または幼児の遺骨の納骨も認める。

- 2 前項の遺骨は、四寸の骨壺に入る量を目安とし、副葬物も含め埋葬予定者の遺骨の量を勘案の上、墓地管理者が許可した場合に限り納骨ができる。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、本法人代表理事の決議を経て行う。

附則

- この細則は、令和 3年 3月 23日から施行する。
- この細則は、令和 3年 6月 9日から施行する。
- この細則は、令和 3年 8月 2日から施行する。
- この細則は、令和 3年10月19日から施行する。
- この細則は、令和 4年10月 6日から施行する。
- この細則は、令和 4年11月18日から施行する。

【別表 A】 料金一覧

項目	料金（税別）	備考
副葬物収蔵業務	10,000円	納骨時は無償
追加装飾彫刻料金	50,000円	

【別表 B】 必要書類一覧

必要書類	申込時	納骨時	改葬時	放棄時	備考
永代使用許可証		○	○	○	
身分証明書	○			○	運転免許証等
申込者住民票	○				本籍記載のもの

※その他本法人が必要とする書類